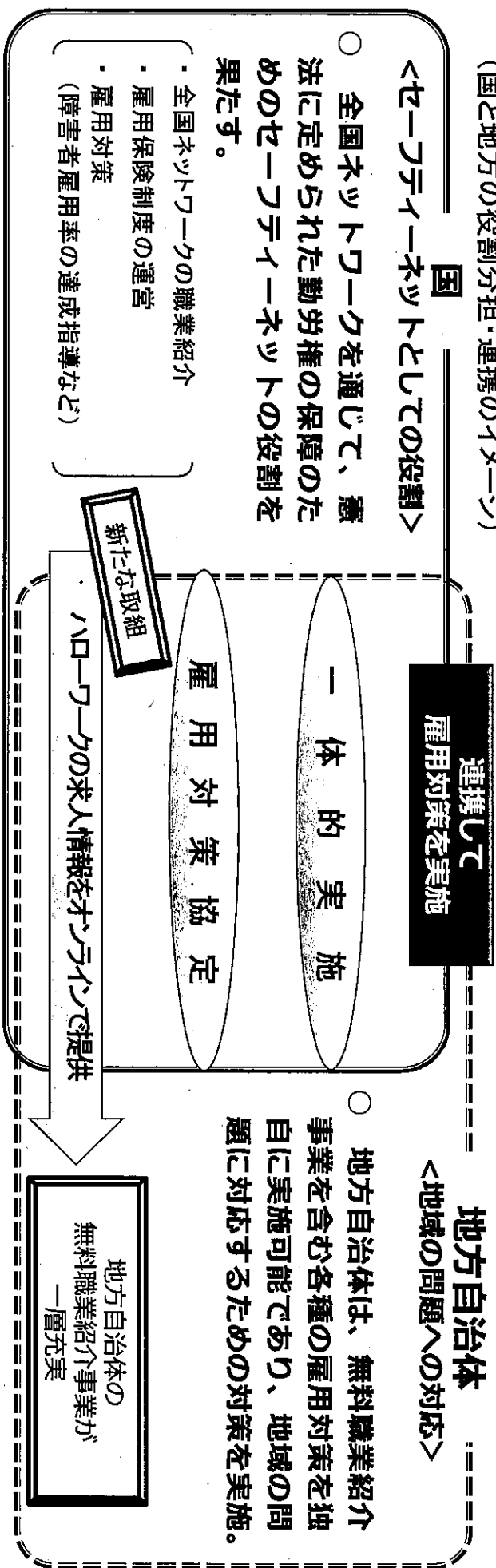


国と地方の連携について

雇用対策における国・地方の連携強化について(総論)

- 労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため、国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方自治体に提供することにより、地方自治体が行う独自の雇用対策を更に充実するための環境を整備していくことが必要。

(国と地方の役割分担・連携のイメージ)



国と地方自治体が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指す。

(参考) 雇用対策法 (昭和41年法律第132号) (抄)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従って、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。(略)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

雇用対策における国・地方の連携強化について(具体的方策)

国・地方の連携をさらに強化するための方策

① 「一体的実施」の更なる充実 【国・地方がそれぞれの長所を活かし、住民視点でサービスを強化】

・ 一体的実施は、希望する自治体において、国の職業紹介等と自治体の福祉等の業務をワンストップで一体的に実施する、国と自治体との連携事業

・ 23年度に24自治体、24年度に56自治体が開始。25年度も多くの自治体で開始に向けて調整中。

➡ 生活保護受給者等を支援対象とする取組(福祉事務所等にハローワーク窓口を設置)は、25年度中に100箇所の設置を目指し調整中。

・ 埼玉県、佐賀県においてハローワーク特区を開始(24年10月～)



② 国と地方自治体の雇用対策協定 【国・地方が一体となった雇用対策】

➡ 国と自治体が、地域の雇用対策に一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結

※ 8自治体(2道県6市)で締結済み(25年6月現在)

③ ハローワークの求人情報のオンライン提供 【自治体による職業紹介事業を国が全面支援】

➡ 無料職業紹介事業を行う自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで求人情報を提供。【26年度中のできる限り早期に実施予定】

※ 特に、生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定を設けていたところ。



「一体的実施」と「ハローワーク特区」の実施状況

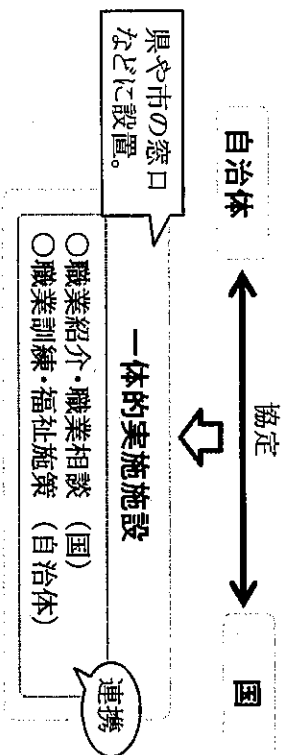
○一体的実施事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの。

具体的には、以下のような仕組みを導入し、自治体主導でハローワークと一体となった様々な工夫を行うことができる事業。

- ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移す
 - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置
- ハローワーク特区は、大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示ができる仕組みを追加したもの（雇用対策法施行規則の改正により措置）。

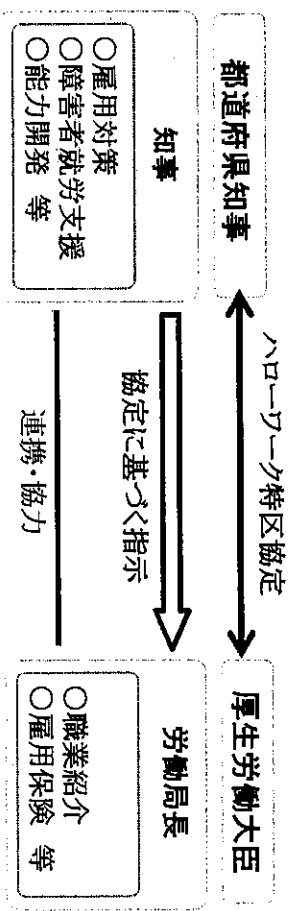
一体的実施とハローワーク特区について

《一体的実施》



平成25年7月1日時点
30道府県(40箇所)、60市区町(82箇所)で実施

《ハローワーク特区》



平成24年10月より全国2箇所(埼玉県・佐賀県)で開始

一体的実施の進捗状況について

(H25.7.1現在)

- すでに事業を開始した自治体(四角囲みの30道府県60市区町)及び提案した自治体と厚生労働省とで直接協議中の自治体(2県12市区)

都道府県(32道府県)

北海道 青森県★、岩手県 山形県★、千葉県 神奈川県★、新潟県 富山県★、石川県 山梨県★、長野県 岐阜県 静岡県★、愛知県★、滋賀県★、京都府 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県★、熊本県、大分県、沖縄県

市区町村(72市区町)

札幌市、函館市、旭川市、北見市、弘前市★、盛岡市、仙台市 郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市★、川越市★、川口市★、秩父市★、所沢市★、鴻巣市★、志木市★、寄居町★、千葉市★、新宿区 墨田区 品川区 中野区 杉並区 葛飾区、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟市、金沢市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市★、浜松市★、富士市★、名古屋市★、岡崎市★、豊田市★、大府市★、湖西市★、野洲市★、京都市、大阪市★、堺市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、丹波市★、奈良市、江津市★、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、徳島市、高松市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市、熊本市、宮崎市

※実施済みのうち★の付いている自治体(9県22市町)においては、一体的実施に係る運営協議会に労使が参加または参加予定。

「一体的実施」の実施状況・成果(平成24年度) まとめ

- 平成23年6月より、希望する自治体において、自治体と国との一体的実施※を開始。

※一体的実施は、同一施設内で国（ハローワーク）の無料職業紹介等と自治体の福祉等の業務を一体的に実施する取組

① 実施自治体は大幅に増加

- 平成23年6月より順次取組を開始。平成24年度に実施自治体が大幅に増加。

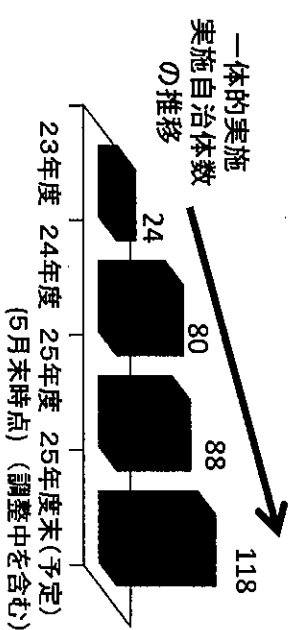
※23年度末:24自治体→24年度末:80自治体→25年度(7月1日時点):90自治体
(さらに、14自治体で調整中)

② 24年度は4万4千人以上が就職

- 平成24年度は44,128人が就職。(うち生活保護受給者等を支援対象とする取組では2,202人が就職)
- 80自治体のうち、71自治体で目標を達成。(一部達成を含む)

③ 利用者・関係者は取組を評価

- 利用者(求職者)から高い評価。(8割以上の施設で90%以上の満足度)
- 自治体からは、取組を評価されており、また事業の継続を求められている。(特に基礎自治体の福祉業務(生活保護受給者支援等)において高く評価されている。)
- 各取組について、労使の代表からも評価する声が出ている。



一体的実施の例 (新宿区・ハローワーク新宿)

福祉担当課が入居する庁舎に「新宿就職サポートナビ」を開設。身近な区役所で、完全予約制・担当者制で国の職員が対応し、福祉から就労までの一体的支援等を実現。

<24年度取組状況>

◆新規支援対象者数 = 407人

(年度目標 350人)

◆就職件数 = 312人

(年度目標210人)



- 一体的実施は、多くの取組で目標をほぼ達成。利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地で必要な事業として機能。
- 実施自治体からは、取組の継続を強く要望されている。
- 生活保護受給者等を対象とする取組については、自治体の要望等も踏まえ、平成25年度中に100か所のハローワーク窓口設置を目指す。

「ハローワーク特区」の実施状況・成果(平成24年度) まとめ

- 平成24年10月より、埼玉県及び佐賀県において、「ハローワーク特区」※を開始。

※ハローワーク特区は、厚生労働大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み

埼玉県(ハローワーク浦和)の実施状況

- 利用者である地域住民の利便性を向上させるため、アクセスの 良い 駅前の県有施設に、相談から紹介までワンストップで支援する「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を新設し、以下のコーナーを設置。
 - ① ハローワークコーナー(国)
求職者に対する職業相談・職業紹介
 - ② ゼアースコーナー(国)
子育て中の方向けの職業相談・紹介
 - ③ 中高年コーナー(県が民間委託)
40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介
 - ④ 生活・住宅相談コーナー(県・さいたま市)
職と住まいを失った方への総合相談
 - ⑤ 福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)
介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介
- 利用者数(目標8,000人、実績10,349人)などは目標を達成したが、就職者数(目標400人、実績321人)などは目標未達成

佐賀県(ハローワーク佐賀)の実施状況

- 若年就労支援、障害者就労支援及び福祉から就労支援について、次のように取組を強化。
 - ① 若年就労支援
ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等を実施(愛称を「ユメタネ」に決定、レイアウト見直しなど)
 - ② 障害者就労支援
障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等を実施
 - ③ 福祉から就労支援
ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を実施(ハローワーク外による多久市、小城市、神埼市の福祉事務所への巡回相談)
- 「ユメタネ」の利用者数(目標6,700人、実績7,468人)、障害者のチーム支援による一般就労への移行者数(目標8人、実績8人)などは目標を達成したが、福祉から就労支援は目標の一部が未達成(例:多久市の生活保護受給者の就労者数 目標3人、実績2人)

- 平成24年度下半期においては、埼玉県及び佐賀県ともに主な目標を達成し、また、①利用者のためのサービスが強化された、②国と県で協議を重ねたことにより両者の連携が強化された、などの効果があった。ただし、それぞれの取組で一部の目標は未達成となった。
- 平成25年度は、全ての目標を達成できるよう、また、利用者サービスの更なる向上が図られるよう、県と国の一層の連携強化に取り組むことが必要。
- ハローワーク特区はスタートしたばかりの段階であり、平成25年度からの新たな取組※の実施状況も踏まえ、3年程度事業を実施して成果と課題を検証することが必要。

※埼玉県は若者・女性・中高年の支援強化(若者コーナー、女性コーナーの設置等)、佐賀県は若年就労支援の強化等(担当者制の強化等)を実施。

国と地方自治体の雇用対策協定について

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組む、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成25年6月時点)】

北九州市(平成22年3月)	横浜市(平成23年1月)	福岡市(平成23年3月)
久留米市(平成24年3月)	北海道(平成24年12月)	宮古島市(平成25年1月)
広島市(平成25年1月)	奈良県(平成25年6月)	

北海道雇用対策協定

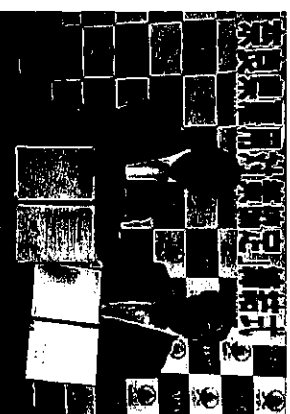
- 北海道と北海道労働局は、北海道の雇用失業情勢の改善を図ることを目的に、相互が連携し、それぞれの施策を一体的に実施するため、「北海道雇用対策協定」を平成24年12月4日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、北海道の「ジョブカフェ北海道」と国の「ヤングハローワーク」の一体的運営や、ものづくり産業への人材確保支援などに取り組む。



平成24年12月4日
北海道雇用対策協定 調印式

奈良県雇用対策協定

- 奈良県と奈良労働局は、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を一体的に実施する「奈良県雇用対策協定」を平成25年6月7日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、若者と県内企業のマッチングの強化、女性の就業支援の強化、県内立地企業の人材確保などに取り組む。



平成25年6月7日
奈良県雇用対策協定 締結式

ハローワークの求人情報のオンライン提供

日本再興戦略 - JAPAN is BACK -

2. 雇用制度改革・人材力の強化

②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

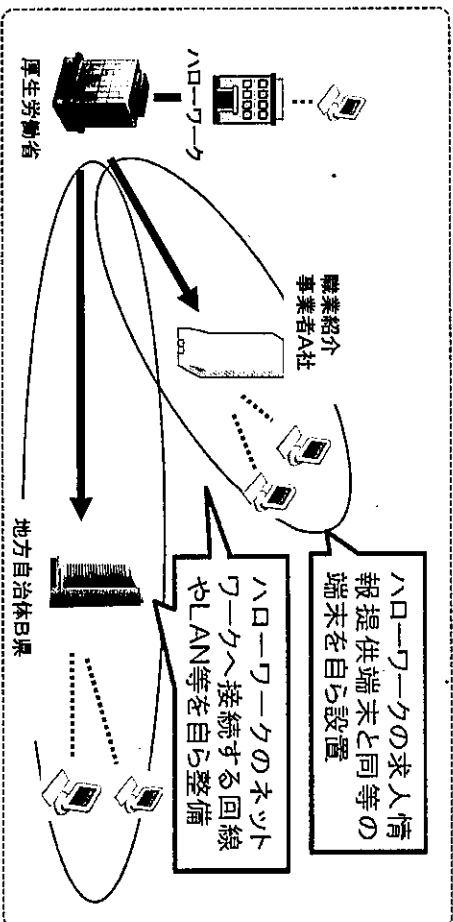
ハローワークの情報等の民間開放を図りながら、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限に活用する。

○ハローワークの求人・求職情報の開放等

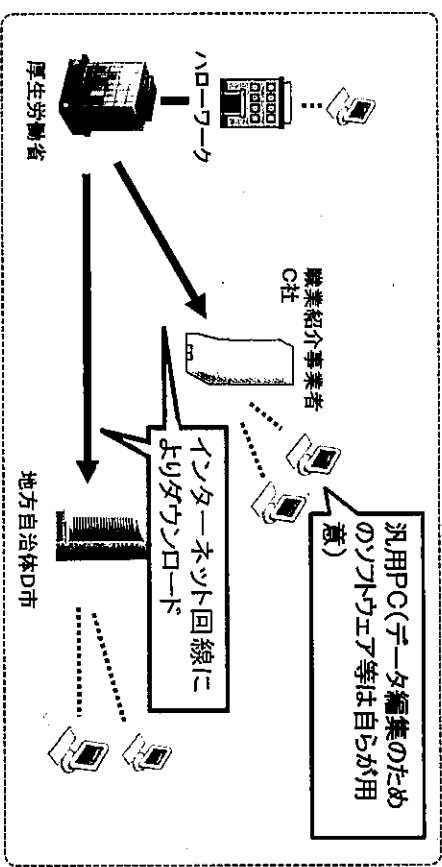
- ・ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

※ 求人情報の提供方式については、①民間人材ビジネスや地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方法と、②民間人材ビジネスや地方自治体が加工可能な形式でデータをダウンロードする方法について、検討中。

【①求人情報提供端末方式】



【②データ提供方式】



ハローワークの地方移管を巡る議論の経過

平成19年4月～

検討体制

- 有識者を委員とする「地方分権改革推進委員会」(19年4月～)及び総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」(19年5月～)を設置して、地方分権について議論。

方向性等

- 「地方分権改革推進委員会」による「第二次勧告」(20年12月)において、ハローワークについては、「現行の組織を廃止して、プロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。」とされた。
- また、「出先機関改革に係る工程表」(21年3月地方分権改革推進本部決定)において、以下を実施することとされた。
 - ・ 地方公共団体が行う無料職業紹介事業を国に準ずるものとして法律上位置づける。
 - ・ 国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。
 - ・ 雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などを地方公共団体の無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

平成21年9月～

検討体制

- 「地域主権戦略会議」が設置され(21年11月)、国の出先機関の原則廃止・抜本改革が政府方針とされた。

方向性等

- ハローワークについては、「アクション・プラン」(22年12月閣議決定)により、「一体的実施」を3年程度実施し、地方自治体への権限委譲について検討することとされた。
- また、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(23年12月地域主権戦略会議了承)により、東西1か所ずつ「ハローワーク特区」を実施し、移管と実質的に同じ状況を作り、移管可能性を検証することとされた。

・ 「一体的実施」
・ 「ハローワーク特区」
の取組をスタート

平成24年12月～

検討体制

- 「地方分権改革推進本部」が設置され(25年3月)、「地域主権戦略会議」は廃止された。

- また、地方分権改革担当大臣の下に「地方分権改革有識者会議」が設置され(25年4月)、さらに、有識者会議の下に、ハローワークの無料職業紹介等について議論する「雇用対策部会」が設置された(25年5月)。

これらの取組は継続して実施中

一体的実施：全国90自治体で実施
ハローワーク特区：埼玉・佐賀の2箇所
所で試行的に実施中

地方分権改革有識者会議「雇用対策部会」での議論について

○ ハローワークの無料職業紹介等について議論するため、地方分権改革有識者会議の下に「雇用対策部会」が設置された(25年5月)。

○ 「雇用対策部会」では、厚労省が現在検討中の「ハローワークの求人情報の自治体へのオンライン提供」を中心に議論することとされている(ハローワークの地方移管は直接の議論の対象とはされていない)。

「雇用対策部会」の概要

構成員

岩村正彦 (東京大学大学院教授)
鎌田 司 (元共同通信社編集委員兼論説委員)
◎小早川光郎 (成蹊大学法科大学院客員教授)
須藤 修 (東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長)
谷口尚子 (東京工業大学准教授)
(◎は部会長)

議論の経過

- ・ H25年6月21日 第1回開催
《関係者(※)からヒアリング》
※厚労省、埼玉県知事、新潟市長、連合、経団連
- ・ H25年7月1日 第2回開催
《報告書(案)の検討》
- ・ H25年夏 報告書とりまとめ(予定)

ハローワークの地方移管に対する労使の意見

○ 労使ともハローワークの地方移管に反対の立場。

○ 国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化すべきと指摘。

※ 平成21年2月、平成22年4月の二度にわたり、この旨の意見書を労働政策審議会としてとりまとめている。

労働政策審議会の意見書

「地方分権改革に関する意見」 (平成21年2月5日 舩添要一厚生労働大臣宛 労働政策審議会意見書) (抜粋)

1 ハローワークの縮小について

(前略)

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当ではなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

(中略)

一方で、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。 (後略)